

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要 (平成18年度)

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(※1)の事業名)	防除清掃費助成事業資金
法人名	財団法人 漁場油濁被害救済基金
基金額(国庫補助金等相当額)	389百万円 (192百万円) (平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	○ 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止のため、漁業者が汚染漁場の防除・清掃に要した費用の支弁

2. 見直し結果 (平成18年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	○ 平成18年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 原因者不明の漁場油濁は、汚染者負担の原則が適用できないことから、被害を受けた漁業者への救済はなされない。 本事業は、こうした被害漁業者が実施した防除・清掃に要した費用を支弁することで、被害漁業者を救済するものであり、基金基準の「犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業」に該当するため、終了時期を設定しない。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 原因者不明の漁場油濁被害による被害漁業者を救済し、もって漁業経営の安定に資すること。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、2.6であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷(事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費) ＝192÷75 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額：平成17年度末の基金額：192百万円 事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費：75百万円 ※事業の終期が設定できないため、10年後に事業を終了すると仮定。
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 (有)・無 〔有の場合〕該当する理由 ○ 基準3(4)ア【基準】の④に該当 (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果) ○ 本資金は、突発的に発生する漁場油濁被害に対応するためのものであるため、引き続き一定水準の資金を保有する必要がある。また、保有する資金の所要額は、甚大な漁場油濁被害が2ヶ年あたり発生すると仮定した場合、過去の実績から国庫補助分として100百万円(前述の見込額を精査し修正)程度要していることから、100百万円とし差額を国庫に返納した。 この結果、基金基準に適合する保有割合になった。
その他	—

(※1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)